

相楽郡広域事務組合規則第1号

相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則の一部を改正する規則

相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則（平成10年10月制定）の一部を次のように改正する。

別表第1（第8条関係）の表中、

「

800円
910円

」を

「

840円
1,050円

」に改める。

「

1,000円

」を

「

1,050円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月7日から適用する。

（賃金の内払）

- 2 改正後の相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合には、改正前の相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の規則の規定による賃金の内払とみなす。

相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則の一部を改正する規則
新旧対照表

改正後			改正前			
第1条～第15条 (略)			第1条～第15条 (略)			
別表第1 (第8条関係)			別表第1 (第8条関係)			
区分 職 種	時間額	備 考	区分 職 種	時間額	備 考	
一般事務補助	840円	平 日	一般事務補助	800円	平 日	
	1,050円	土・日・祝日 ・17時以降		一般事務補助	910円	土・日・祝日 ・17時以降
休日応急 診療所 管理事務	1,050円	平常休日	休日応急 診療所 管理事務		1,000円	平常休日
	1,250円	5月3日、4 日、5日		休日応急 診療所 管理事務	1,250円	5月3日、4 日、5日
	1,500円	年末年始(12 月31日から1 月3日まで)並び に12月30日 又は1月4日が 日曜日の場合			休日応急 診療所 管理事務	1,500円
看 護 師	2,400円	平常休日	看 護 師	2,400円		平常休日
	3,000円	5月3日、4 日、5日		看 護 師	3,000円	5月3日、4 日、5日
	3,600円	年末年始(12 月31日から1 月3日まで)及び 12月30日、1 月4日が日曜日 の場合			看 護 師	3,600円
別表第2 (第11条関係) (略)			別表第2 (第11条関係) (略)			